

令和3年8月14日

千葉県医療労働組合連合会
永島 達哉 殿

首都圏青年ユニオン連合会

労働組合活動妨害に関する質問書

前略

今般、貴殿が複数の労働組合の活動を妨害してまわっているとの情報提供を受けたことを踏まえ、事実確認をさせていただくとともに、以後、当労働組合の活動妨害については厳に慎んでいただきますよう本書をもってご連絡させていただきます。

- 1 当労働組合は、当労働組合所属組合員等から、貴殿が **Facebook** によって、当労働組合の団体交渉先企業である に対してあらぬ情報提供を行う等し、労働組合活動の妨害を企図していたおそれがあるとの申告を受けました。つきましては、かかる事実の真偽につきご回答いただきますようお願い申し上げます。
- 2 また、当労働組合の所属する組合員の中には、自身の労働者利益の回復を確固たるものとするべく、当労働組合に所属すると同時に他の労働組合にも所属している者がいることを確認しております。この点につきまして、当労働組合と致しましては、労働者が複数の労働組合に所属することが法令上禁じられているものではなく、また、複数の労働組合に所属している組合員が存在することをもって、当労働組合が他の労働組合の属性による影響を受けるものではないものと認識しているところでございます（誤解をおそれずに申し上げますとすれば、そもそも労働組合という組織は、営利活動を目的とする企業組織ではなく、相互扶助団体として公益活動にも準ずる活動を使命とする組織団体と位置付けられておりますゆえ、団体活動上、構成員たる組合員が複数の組織にまたがり組合活動が行われることも当然に生じ得る事象であると認識している次第でございます。）。

現在、当労働組合においては、団体交渉先企業に対しても、当労働組合所属組合員が全くの別組織である他の労働組合の組合員でもあることを理由として、当労働組合との団体交渉を不当に拒絶されるといったことがなきよう進言させていただくつもりであります。それゆえ、上記事実の真偽に関するご回答に先立ち、念のため、貴殿におかれましても当労働組合に対する組合活動妨害に該当するような迷惑行為に及ばれることのなきよう、何卒お願い申し上げます。

- 3 現状、当労働組合と致しましては、労働者利益の実現を使命とする労働組合活動に携わる貴殿において、上記のような奇行に及ばれること等あり得ないものと認識しているところであり、本書に込められた懸念は杞憂に終わるものと考えております。もっとも、今後も、貴殿によって、当労働組合に対するいわれなき情報が流布されたり、団体交渉先企業への交渉不当拒絶に加担すると認められるような行為が行われる場合には、当労働組合の組合活動を不当に妨害するものとして、正当な労働組合活動の範囲を逸脱した違法の評価を免れないものと考えておりますので、その際は、当労働組合としても千葉県労働委員会への告発をはじめ、刑事告訴や民事訴訟の提起等、法的措置をもって対抗させていただく覚悟でございますことを申し添えさせていただきます。

草々